(その1)



令和 4 年分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) さとうよ	こしのりこうえんかい						政		団 体	の	区分					
1 政治団体の名称 佐藤よし	のり後援会		政 政	党	の		支	党 部		1 政	治資 項の			第 18 よる	条の 政治	
2 主 た る 事 務 所 2 の 所 在 地 酒田市穏	植李下市神146		政	治 ——	資	金	団	体		-		他のす			治の	
							活	動	区 域	の	区分					
3 代表者の氏名 根岸 規	建彦		2以	上の都	『道府』	見の日	区域等			同	一の者	『道府』	県の区	域内		
4 会 計 責 任 者 岡部 章 の 氏 名 事務担当者の氏名 佐藤 美和	美	□☑公区資の	有無 職の 管理を 記出を	管種 種団し 類分体た名	· .		(候補者	等	公の	政 政 政 電の	治資金 号に 治 子 に 付 経 補	系る国 会規正 系る国 者 名	法第1 会議 法第1	9条の 員関 9条の	D区分 7第1 係政治 7第1 係政治	団体 項第
(電話) <u>0234-34-2518</u>				And the second s					区	•		分	□現職	哉 □	候補者	等
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間															
(電話)		1	和和	年年		月 日	日か日ま	- 1		-	·和 ·和	年年	 月		日から日まで	1

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		<u> </u>	
収	入総額		41, 425
	(前年からの繰越額)		41, 425
	(本年の収入額)		0
支	出 総 額		0
翌4	年への繰越額		41, 425

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費	
金	額	Ħ
員	数	.

(2)寄附							
ア 寄附(イを除く。)の区分			金	額			備考
(ア)個人からの寄附				t e en la della de la compania del compania de la compania de la compania del compania de la compania del la compania de la compania del		円	
(うち特定寄附)	()	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		-					
(ウ)政治団体からの寄附							
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		~					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附							
合計(ア+イ)					-		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	ග :	有 無					·			
				資	産	事 の 耳	頁 目 別	以 区 分		有	無	備考
ア	土									地 口		
1	建									物 口	Ø	·
ゥ	建	物の	所 有	を目	的	<u>ヒ</u> す	る地」	上権 又は 土	地の賃借	権 □	Ø	
工	取	得 σ) 価	格	が 1	0	0 万	万円を超	え る 動	産ロ		
オ	預	金(普遍	通預金	及び当	座 預:	金を除	〈 。)	又は貯金(普通	貯金を除く。) 🗆	Ø	
カ	金				銭			信		託口	Ø	
+	有		-		価			証		券□	Ø	
ク	出		資		IC		よ	る	権	利□	Ø	
ケ	貸	付 先	ごと	の列	高	が 1	0 0	万円を超:	える貸付	金□	Ø	,
П	支	払わ	れ	た金	額	が 1	0 0	万 円 を 超	え る 敷	金□	Ø	
サ	取	得の価	i 格 が	1 0	0 万	円を	超える	か施設の利用(こ関する権	利□	Ø	
シ	借	入 先	ごと	の一列	高	が 1	0 0	万円を超:	える借入	金□	Ø	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 2 月 14 日

政治団体の名称

佐藤よしのり後援会

会計責任者の氏名

岡部 亀

※代表者の氏名

(備者)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。